宣言

日本海員組合は昭和十年第十大会に於いて吾等は今や海上労働者に宣言す
吾等は過去に於て世の労働運動の主義目的を所謂正義に立脚せる自由と平和の徹底的実現に置き二つの目的を貫徹するための運動方針として労働組合主義を信奉し来つた、斯くて吾等は如何なる正義の社会を把持し、自由と平等を基本の生活の上に実現せしむべく特権と搾取、強迫と虐使とに充たされたる現在の資本主義社会に対し不断の抗争を続けた其の結果當に我國に見ざりし最低賃銀制度の海員組合事業補償制度の確立に成功し吾等の陣営陣営が如何に堅実にしかも階級的なるかを社会に向つて既に認識せしめたしかし同中の動内閣の陣営打来と全新体制の下に化に

困由る資本の攻勢は今や益々正義と自由と吾等の社会を奪取しつつ、我等の生存権を極度に脅かしつつあるの現状である。
海上労働運動の将来は如何、
海上に於ける労働時間の制限は果して何時の日にか実現するか、
労働者階級の自由は何時の日にか確保さるゝか、
船舶乗組定員制の実施、海上法規の改廃、船内労働監督制度の確立等これは海上大衆に課せられたる今後の重要問題といはなくてはならぬ。
外來の海上大争議に於ける記録的の輝ける勝利を獲ち得た我等の陣営は社会民衆党を通して試みつゝある自覚ましき政治的進出と相俟って今や更に一層の実勢を自重ともにして我等を

財團法人 協調會